

都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱細則

(制定)平成 21 年 7 月 1 日付 21 環都計第 181 号

(改正)平成 24 年 4 月 1 日付 24 環都計第 29 号

(改正)平成 27 年 7 月 31 日付 27 環地地第 29 号

(目的)

第 1 この細則は、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成 21 年 3 月 10 日付 20 環都計第 529 号。以下「要綱」という。）第 13 の規定に基づき、導入推奨機器の指定等の実施に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(用語)

第 2 この細則において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(指定)

第 3 要綱第 5 第 1 項に基づき指定された導入推奨機器は、当該機器の販売が開始された日（当該機器が要綱第 2 において対象機器として規定された日の方が遅い場合にあつては、当該規定された日）から、当該指定があつたものとみなす。

(取消し)

第 4 要綱第 10 の規定により指定を取り消す場合、取消しの 1 4 日前までに指定事業者へ通知し、公表することができる。

附 則（平成 21 年 7 月 1 日付 21 環都計第 181 号）

この細則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、第 3 及び第 4 の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日付 24 環都計第 29 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 31 日付 27 環地地第 195 号）

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。